

工事仕様書

工事名称	皆実下住宅3号棟屋上防水改修工事
工事場所	三原市皆実五丁目
工事内容	皆実下住宅3号棟の屋上について、防水改修工事を行う。
準 則	公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編・最新版), 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編・最新版), 建築物解体工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・最新版)に基づき 施工する。
関係法令等	<p>この工事に当たっては、次の関係法令その他に基づいて施工する。</p> <ul style="list-style-type: none">・建築基準法、同施行令、同施行規則・消防法、同施行令、同施行規則・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則・労働安全衛生法、同施行令、同施行規則・建設工事公衆災害防止対策要綱・石綿障害予防規則・大気汚染防止法、振動規制法、土壤汚染対策法・その他関係法令
工事保険等	受注者は、本工事において第三者に与えた損害を補填する保険又はその他必要とする建設工事に関連する保険等に加入しなければならない。
疑義変更	<p>本設計図書は、設計の大要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。</p> <p>施工に際して疑義を生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに係員と協議し、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて受注金額の増減はなきものとする。</p>
提出書類	施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けるものとする。また、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けるものとする。
工 期	本工事は請負契約締結の後、令和5年10月5日をもって工期とする。このうち検査期間として13日間を見込んでいる。
その 他	<ul style="list-style-type: none">・本工事は、住宅入居者の生活を継続しながら実施するものであり、住民等の安全はもとより、丁寧な説明と施工により関係者の理解と協力を得ながら実施すること。・行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。・近隣住民等への支障を最小限とするため、騒音、振動及び粉塵等の対策については最大限配慮した施工方法を採用すること。・工事期間中は付近の交通の安全を図ると共に、必要な場合には交通誘導員を配置し事故及び危険防止に努めること。・交通誘導員について、実施数量が設計数量に満たない場合は設計変更(減額)の対象とする。・交通誘導員は本工事で見込んでいる。・周辺道路の保全及び清掃については、常に注意を払い定期的に清掃を行うこと。・工事車両等により周辺の道路を汚した場合は、清掃を行なうこと。

- ・工事に支障を及ぼす雨水及び湧水等の排水については、ノッチタンクにより汚泥等の処理を行つたうえ、適切に排水すること。
- ・第三者災害防止及び飛散防止対策のため、必要に応じて監督員の指示する範囲に、バリケード等を設置すること。
- ・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
- ・入札に先立ち現地調査を十分に行ない、質疑がある場合は入札前に確認すること。
- ・施工面積(外構工事含む)が3,000m²以上の場合、土壤汚染対策法第4条第1項に規定する届け出を工事着手30日前までに所轄官庁へ提出すること。
- ・その他石綿の飛散防止等については、改正大気汚染防止法及び施行令(令和3年4月1日施行)に基づくこと。
- ・施工箇所周囲の備品、機器等については、養生及び清掃等を確實に行うこと。
- ・機械的固定方法を行う施工箇所については、事前に引き抜き試験にて引き抜き強度を測定し、耐風圧性能の検証を行うこと。
- ・住民の私物に養生や移動を行う場合は、事前に所有者に伝えること。
- ・雨水の浸入を防止する部分、屋根、外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具周り等からの雨水の浸入に関する瑕疵については引渡しの日の翌日から10年間責任を負うこと。
- ・図面に明示されていない事項であっても、工事上必要とされる事は工事範囲とする。
- ・工事に伴い各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
- ・本工事の外注資材、労務等の調達については、極力、三原市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は、あらかじめ、理由を添えて発注者の承認を受けること。
- ・受注者事務所、休憩所及び便所等は関係法令に従つて設けること。
- ・工事完了後、完成図として製本図面(二つ折り・A3縮小判)を2部提出すること。
- ・以下の設計図面は、A2判をA3判に縮小している。(縮小率約70.7%)
- ・施工に入る前に住民説明会を開催し工事の概要を説明すること。
- ・広島県工事中情報共有システムを利用すること。なお、本工事にシステム利用料金を見込む。

皆実下住宅3号棟屋上防水改修工事

図面No.	図面リスト	SCALE
A-01	図面タイトル	—
A-02	建築改修工事特記仕様書1	—
A-03	建築改修工事特記仕様書2	—
A-04	建築改修工事特記仕様書3	—
A-05	付近見取図・配置図	N・S 1/500
A-06	3号棟 屋根伏図（改修前）	1/200
A-07	3号棟 （参考）北側立面図 西側立面図	1/200
A-08	3号棟 （参考）南側立面図 東側立面図	1/200
A-09	3号棟 （参考）断面詳細図（改修前）	1/50
A-10	3号棟 屋根伏図（改修後）	1/200
A-11	3号棟 仮設計画図	1/100



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考	工事名	図面名称	図面タイトル	縮尺	—	図面番号
						皆実下住宅3号棟屋上防水改修工事					A-01

I. 事 業 概 要				
1. 工事名称：皆実下住宅 3 号棟屋上防水改修工事				
2. 工事場所：三原市皆実五丁目				
3. 建築面積：332.542m ²				
4. 構造規模：市営住宅RC造 3 階建て				
5. 工事種目：屋根防水改修工事				
6. 別途工事：無し				
7. 不当要求又は工事妨害の排除について				
ア、基準団等から不当要求又は工事妨害（以下「不正介入」とい）をされた場合はその旨を直ちに発注者に報告し、所轄の監督官に届け出ること イ、発注者及び所轄の監督官と協して、不正介入の跡踏対策を講じること ウ、跡踏対策を講じたにも係らず、工間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工事に関する協議を行うこと エ、発注者と工事に関する協議を行った結果、工間に遅れが生じると認められた場合（第2条第2項の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと） オ、基準団等から不当要求又は工事妨害を受けた場合（その旨を直ちに報告し、被害者を速やかに所轄の監督官に提出すること） カ、当該被害者により、工間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工事に関する協議を行うこと その結果、工間に遅れが生じたと認められた場合は、約款第2条第1項の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと				
8. 公衆災害防止措置				
(1) 工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること (2) 上記(1)について、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成 6 年 1 月 12 日付「建設事務次官連達」）に基づき実施すること				
9. 現状復旧				
工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧を行うこと				
10. 主要資材等				
(1) 主要資材を購入しようとする場合は、権利三原市内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし、予め購入先の名称所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする (2) 購入料金にかかる手数料は、海砂（県外産を含む）を使用しないこと (3) この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主部の部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として三原市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする				
II. 建築改修工事仕様				
1. 面図及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁常締部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官庁常締部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」以下、「標準仕様書」という。）による。				
2. 特記仕様				
(1) 項目は番号に印のついたものを適用する (2) 特記事項は印のついたものを適用する ○印のついたない場合は、印のついたものを適用する 印と○印のついた場合は、印のついたものを適用する (3) 項目に記載「[]」の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 工事施工上必要な官公署その他への諸手続き及び届出は、全て受注者の負担において遅滞無く行うこと (5) 計画工事の改正等により（条例等を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応について、監督員と協すること。 (6) 料理及び建設所等の記載は順不同である 3. 工事中及び竣工後、下記に手書き調査を行なため、発注者より連絡があれば対応すること (1) 公共事業労務費調査、工事中に実施（調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等） (2) 完成設置後調査（第一次調査）：引渡し後、概ね 6 ヶ月頃 (3) 完成設置後調査（第二次調査）：引渡し後、概ね 1 年目頃 (4) かし担保調査：建設工事請負契約款第 41 条に定める期間内				
4. 項 目	特 記 事 項			
一般共通事項	○公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通省大臣官房官庁常締部監修（最新版） ○建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁常締部監修（最新版） ○建築工事公衆災害防止対策要綱 ○建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ○建築工事安全施工技術指針 ○再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定）			
	※適用する			
	受注者は、受注時又は変更時ににおいて賃金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、登録（契約）、途中変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。			
	下記以外は現場説明書による。 ○施工時間帯 （※指定あり） ○部位別の施工順序 （※図示 ○監督員と協議の上決定） ○工事車両の駐車場所 （※図示 ○監督員と協議の上決定） ○資材置場所 （※図示 ○監督員と協議の上決定） ○建設発生土貯場所 （※図示 ○）			
	建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督員に提出する。			
	・引渡しを要するもの（ ・特殊管理産業廃棄物（石綿スレート ・処理方法（ ・現場において再利用を図るもの（ ・再生資源化を図るもの（ ・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材 ・PCB 含有シリコン材の処理 ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の妥否を判定する。 採取箇所 計 管所 採取箇所 ※図示 ・第二次判定 専門分析機にて PCB 含有量の分析を行う。 分析個数 計 管所 ・除去処理事業 除去範囲 ※図示 ・せっこうボードの処理 ・石綿含有せっこうボード 9 番による ・ひ素・カリウム含有せっこうボード ・製造業者に回収委託 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・石綿含有、ひ素・カリウム含有以外のせっこうボード ・再生資源化施設 ・最終処分（管轄型最終処分場） (1) 本工事における発生した建設廃棄物は、広島県（環境省民局）及び保健所設置令市等（広島市、呉市、福山市）が建築物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象となるない中間処理施設）にあっては、廃棄物処理法に定めた基準に従つて適正な施設）で処理することただし、建設廃棄物が破碎等（選別を含む）により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理すること（原規、県内規則） (2) 本工事における再生資源化する費用（運搬費を含む処分費）は、前記（1）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から、運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的であるものを選んでいる。從って、正当な理由がある場合を除き、再生資源化に要する費用（単価）は変更しない			
	（3）本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境省民局）及び保健所設置令市等（広島市、呉市、福山市）が建築物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象となるない中間処理施設）にあっては、廃棄物処理法に定めた基準に従つて適正な施設）で処理することただし、建設廃棄物が破碎等（選別を含む）により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理すること（原規、県内規則）			
	（4）本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境省民局）及び保健所設置令市等（広島市、呉市、福山市）が建築物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象となるない中間処理施設）にあっては、廃棄物処理法に定めた基準に従つて適正な施設）で処理することただし、建設廃棄物が破碎等（選別を含む）により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理すること（原規、県内規則）			
	（5）本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境省民局）及び保健所設置令市等（広島市、呉市、福山市）が建築物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象となるない中間処理施設）にあっては、廃棄物処理法に定めた基準に従つて適正な施設）で処理することただし、建設廃棄物が破碎等（選別を含む）により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理すること（原規、県内規則）			
	（6）本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境省民局）及び保健所設置令市等（広島市、呉市、福山市）が建築物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象となるない中間処理施設）にあっては、廃棄物処理法に定めた基準に従つて適正な施設）で処理することただし、建設廃棄物が破碎等（選別を含む）により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理すること（原規、県内規則）			
5. 建設発生土				
※場外指示の場所に処分・場外搬出遮断処理・場内指示の場所に敷きし ・場内指示の場所に堆積 ・当該工事により発生する建設発生土は、次の工事の間とする埋立地に搬出するものとする 搬出場所				
※当該工事により発生する建設発生土は、「建設発生土処分一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また搬出先として、運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的である施設（リサイクルブループラント又は建設発生土処理場地（一時堆積を含む）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、発生費に変更しない。なお、工事発注者が明らかにならなかったやむを得ない事情により、上記の仕様に難り難い場合は、監督員と協商するものとする				
6. 環境への配慮				
化学物質を放散される建築材料等 本工事の選用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満足するものとする (1) 合板、木製系フローリング、構造用パネル、集成材、单板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の樹脂建材、アセチル樹脂板、壁紙、接着剤、保溫材、絶縁材、断熱材、塗料、仕上げ材は、アセチルアルデヒド及びマレイン酸を放散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する (2) 接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する (3) 接着剤は、可塑剤（タルタル酸ジーブル及びタルタル酸ジーエチルヘキシル等を含有しない）を選択する イの状態のままで測定する ロ 測定時間は、原則として 24 時間とする。ただし工事等の都合により、24 時間測定が不可能な場合は、8 時間測定とする。なお、8 時間測定の場合は、午後 2 時～3 時が測定時間帯の中央となるよう、10 時 30 分～8 時 30 分までの時間帯で測定する ハ 測定回数は 1 回とし、複数回の測定は不要とする ④分析 測定対象化学物質を採取したバッジ型採取機器を分析機間に送付し、濃度を分析する				
7. 建設発生土				
(1) 図示した室のホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・ステレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する バッジ型採取機器を用いて測定を行う場合は、次の要領で測定及び分析を行う ① 30 分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（取り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開設し、30 分間換気する ② 5 分間閉鎖 ③ 後、測定対象室のすべての窓及び扉を 5 分間閉鎖する ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする ④ 測定 イ の状態のままで測定する ロ 測定時間は、原則として 24 時間とする。ただし工事等の都合により、24 時間測定が不可能な場合は、8 時間測定とする。なお、8 時間測定の場合は、午後 2 時～3 時が測定時間帯の中央となるよう、10 時 30 分～8 時 30 分までの時間帯で測定する ハ 測定回数は 1 回とし、複数回の測定は不要とする ④分析 測定対象化学物質を採取したバッジ型採取機器を分析機間に送付し、濃度を分析する				
8. 環境への配慮				
化学物質を放散される建築材料等 本工事の選用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満足するものとする (1) 合板、木製系フローリング、構造用パネル、集成材、单板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の樹脂建材、アセチル樹脂板、壁紙、接着剤、保溫材、絶縁材、断熱材、塗料、仕上げ材は、アセチルアルデヒド及びマレイン酸を放散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する (2) 接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する (3) 接着剤は、可塑剤（タルタル酸ジーブル及びタルタル酸ジーエチルヘキシル等を含有しない）を選択する イの状態のままで測定する ロ 測定時間は、原則として 24 時間とする。ただし工事等の都合により、24 時間測定が不可能な場合は、8 時間測定とする。なお、8 時間測定の場合は、午後 2 時～3 時が測定時間帯の中央となるよう、10 時 30 分～8 時 30 分までの時間帯で測定する ハ 測定回数は 1 回とし、複数回の測定は不要とする ④分析 測定対象化学物質を採取したバッジ型採取機器を分析機間に送付し、濃度を分析する				
9. 現状復旧				
工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧を行うこと				
10. 主要資材等				
(1) 主要資材を購入しようとする場合は、権利三原市内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし、予め購入先の名称所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする (2) 購入料金にかかる手数料は、海砂（県外産を含む）を使用しないこと (3) この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主部の部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として三原市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする				
II. 建築改修工事仕様				
1. 面図及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁常締部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官庁常締部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」以下、「標準仕様書」という。）による。				
2. 特記仕様				
(1) 項目は番号に印のついたものを適用する (2) 特記事項は印のついたものを適用する ○印のついたない場合は、印のついたものを適用する 印と○印のついた場合は、印のついたものを適用する (3) 項目に記載「[]」の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 工事施工上必要な官公署その他への諸手続き及び届出は、全て受注者の負担において遅滞無く行うこと (5) 計画工事の改正等により（条例等を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応について、監督員と協すること。 (6) 料理及び建設所等の記載は順不同である 3. 工事中及び竣工後、下記に手書き調査を行なため、発注者より連絡があれば対応すること (1) 公共事業労務費調査、工事中に実施（調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等） (2) 完成設置後調査（第一次調査）：引渡し後、概ね 6 ヶ月頃 (3) 完成設置後調査（第二次調査）：引渡し後、概ね 1 年目頃 (4) かし担保調査：建設工事請負契約第 41 条に定める期間内				
4. 項 目	特 記 事 項			
一般共通事項	○公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通省大臣官房官庁常締部監修（最新版） ○建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁常締部監修（最新版） ○建築工事公衆災害防止対策要綱 ○建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ○建築工事安全施工技術指針 ○再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定）			
	※適用する			
	受注者は、受注時又は変更時ににおいて賃金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、登録（契約）、途中変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。			
	下記以外は現場説明書による。 ○施工時間帯 （※指定あり） ○部位別の施工順序 （※図示 ○監督員と協議の上決定） ○工事車両の駐車場所 （※図示 ○監督員と協議の上決定） ○資材置場所 （※図示 ○監督員と協議の上決定） ○建設発生土貯場所 （※図示 ○）			
	（1）本工事は、受注時又は変更時ににおいて賃金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、登録（契約）、途中変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。			
	（2）本工事は、受注時又は変更時ににおいて賃金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、登録（契約）、途中変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。			
	（3）本工事は、受注時又は変更時ににおいて賃金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、登録（契約）、途中変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。			
	（4）本工事は、受注時又は変更時ににおいて賃金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、登録（契約）、途中変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。			
	（5）本工事は、受注時又は変更時ににおいて賃金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、登録（契約）、途中変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な			



三原市役所

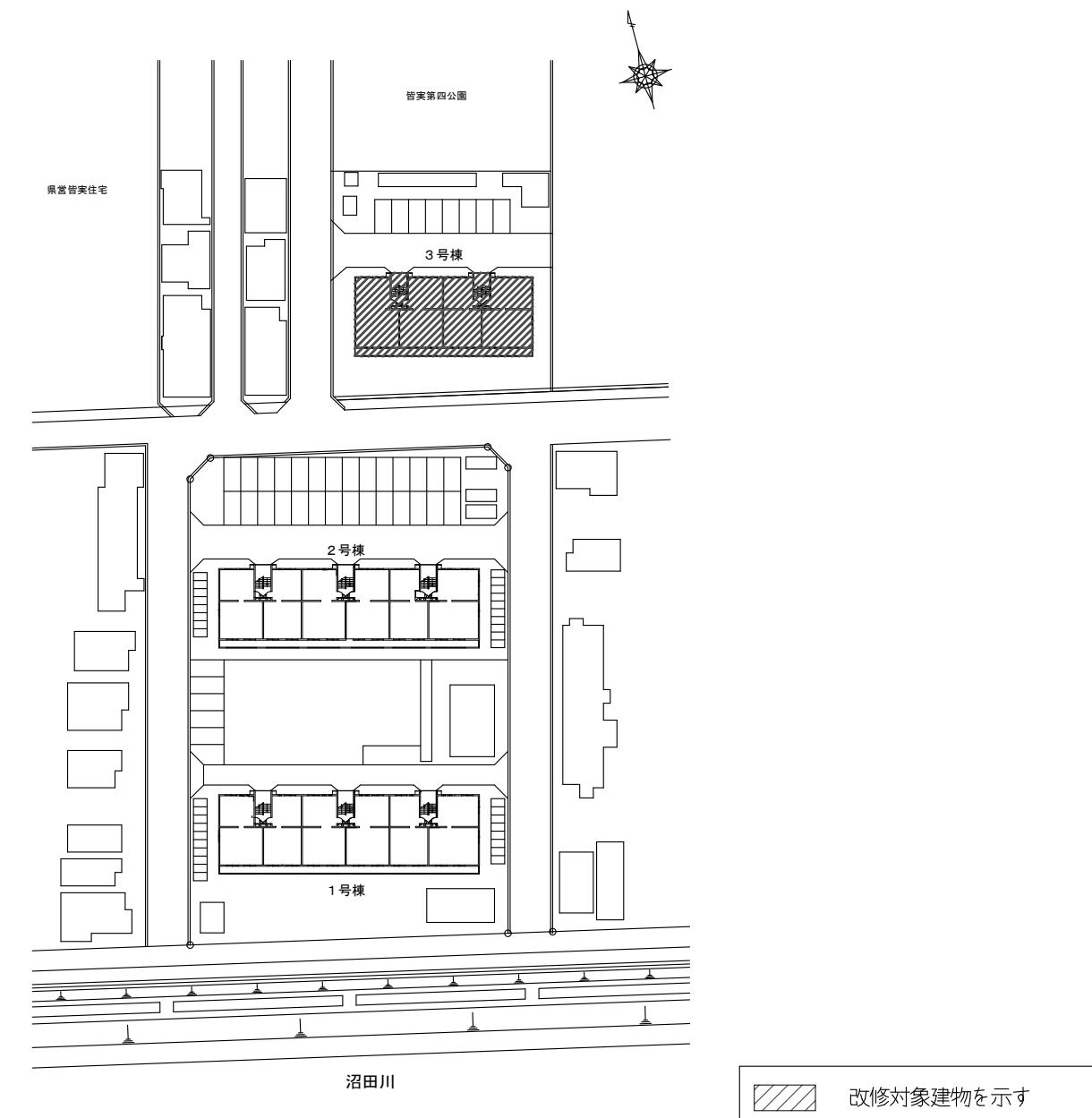
三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付		備考	工事名	図面名稱	建築改修工事特記仕様書 1	縮尺	-	図面番号	A-02
	三原市役所	三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-2111							皆実下住宅3号棟屋上防水改修工事				

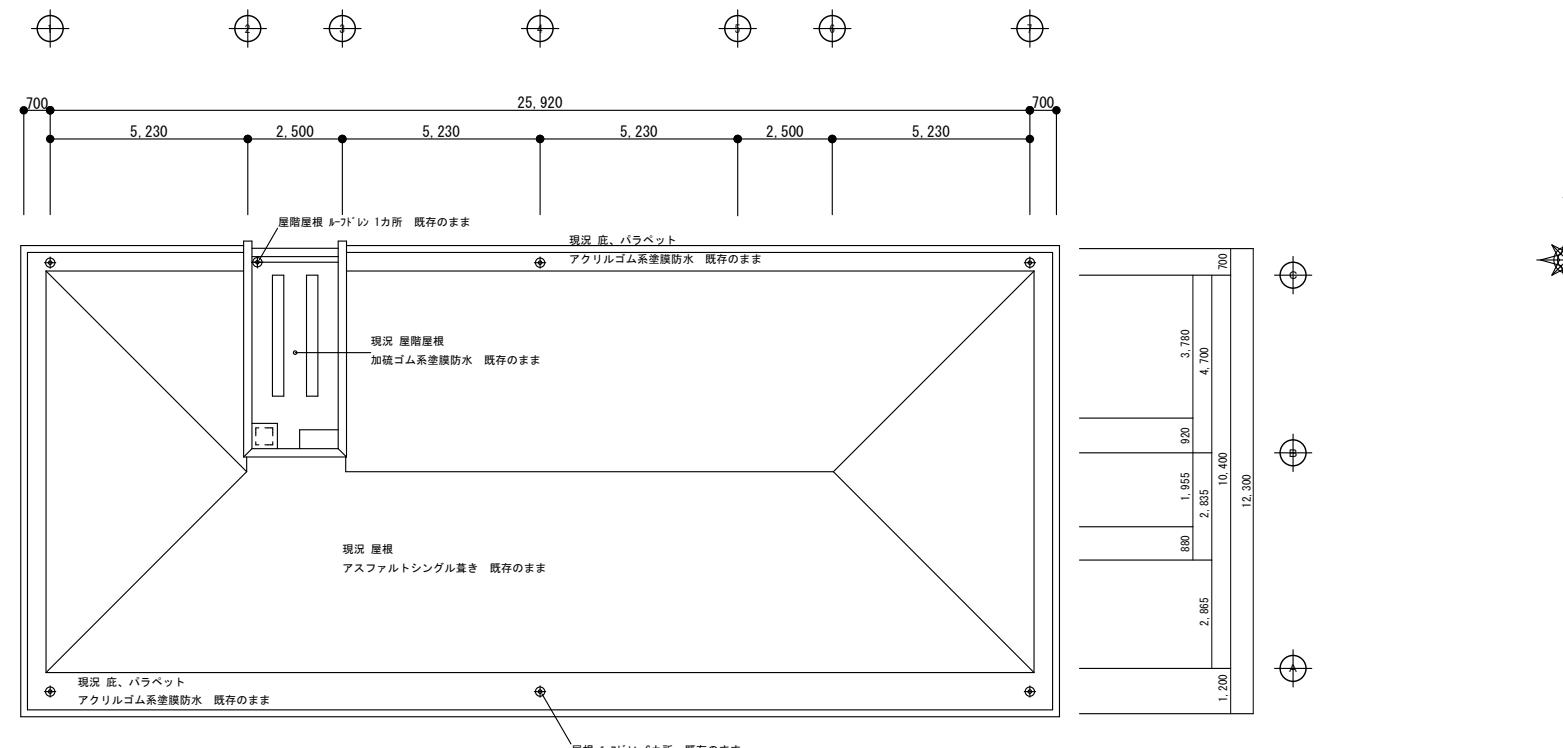
--	--



付近見取図
No Scale



配 置 図 S=1/500



3号棟
屋根伏図（改修前） S = 1/200



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

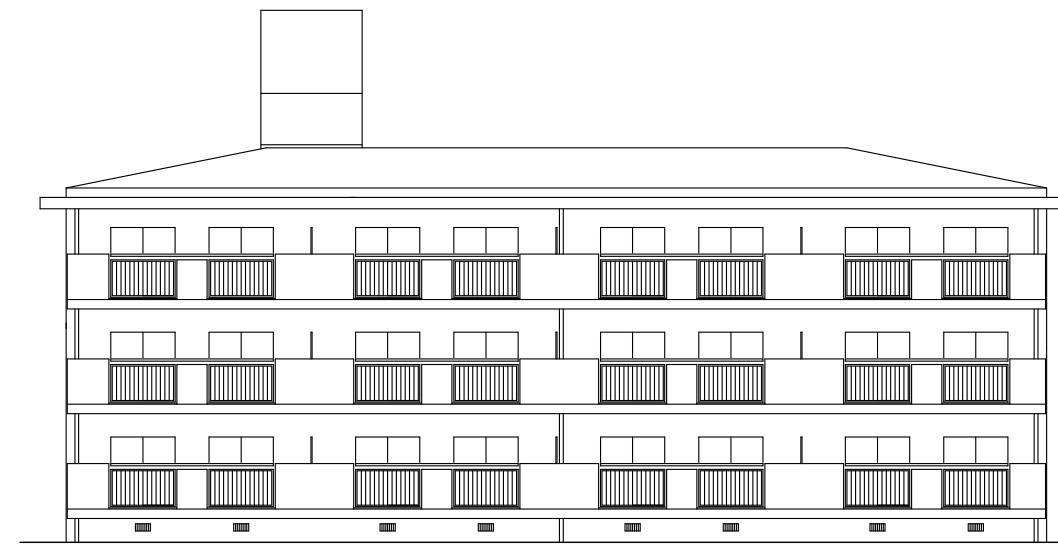
課長	係長	設計	校閲	日付	備考	工事名	図面名称	縮尺	図面番号
							皆実下住宅3号棟屋上防水改修工事	1 / 200	A - 0 6



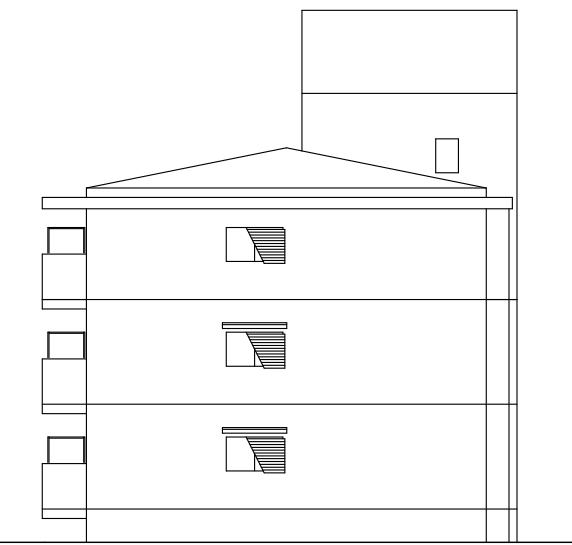
3号棟
北側立面図 S= 1/200

3号棟
西側立面図 S= 1/200

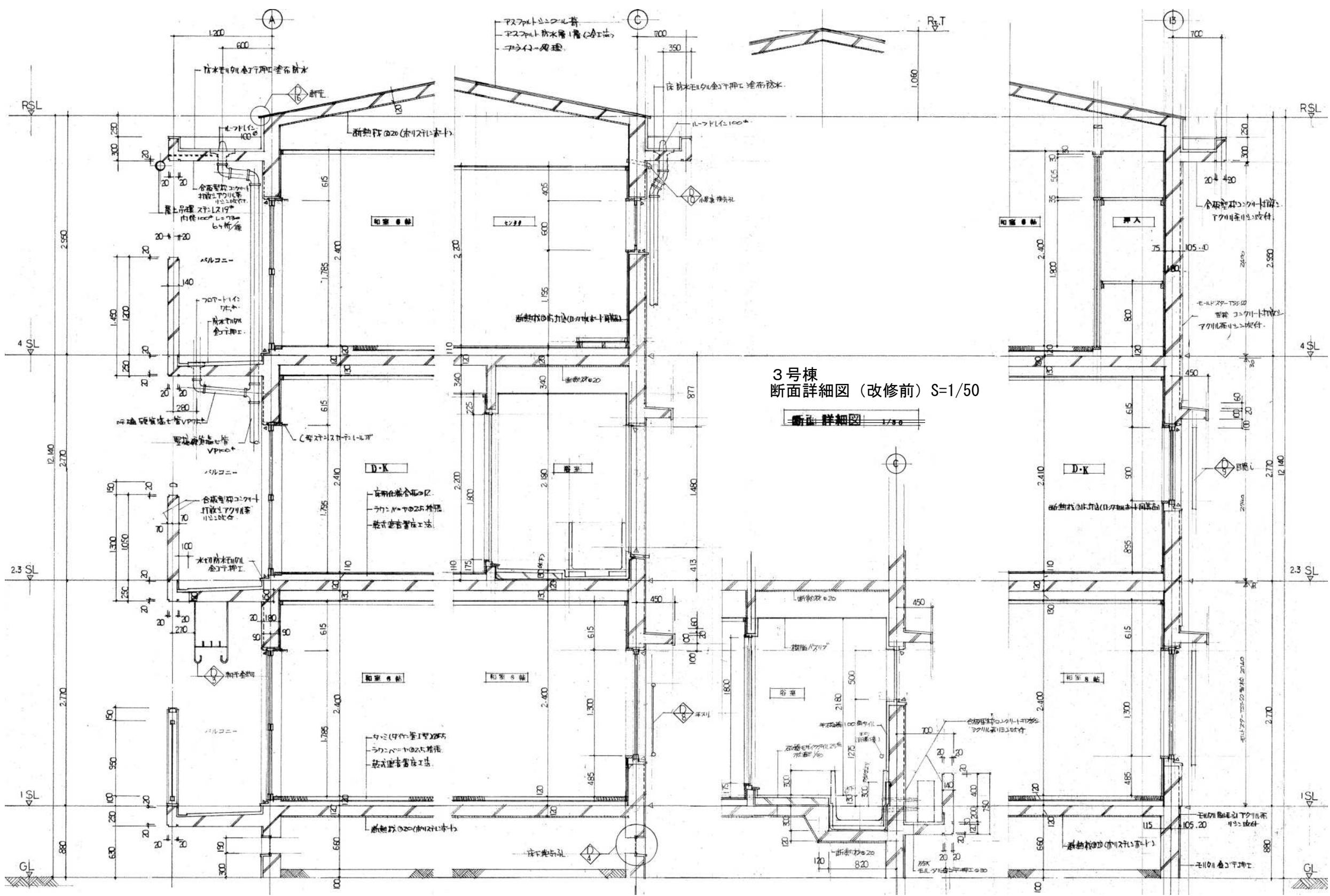
三原市役所



3号棟
南側立面図 S= 1/20



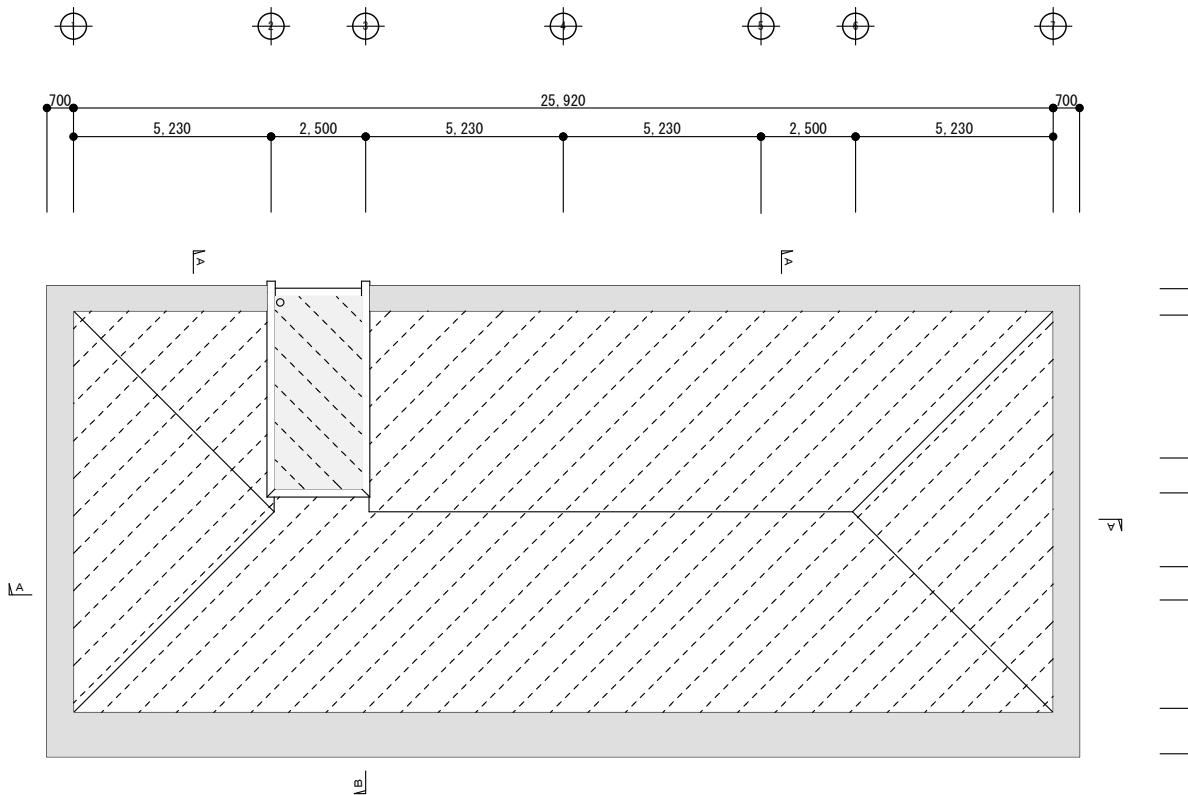
3号棟
東側立面図 S= 1/200



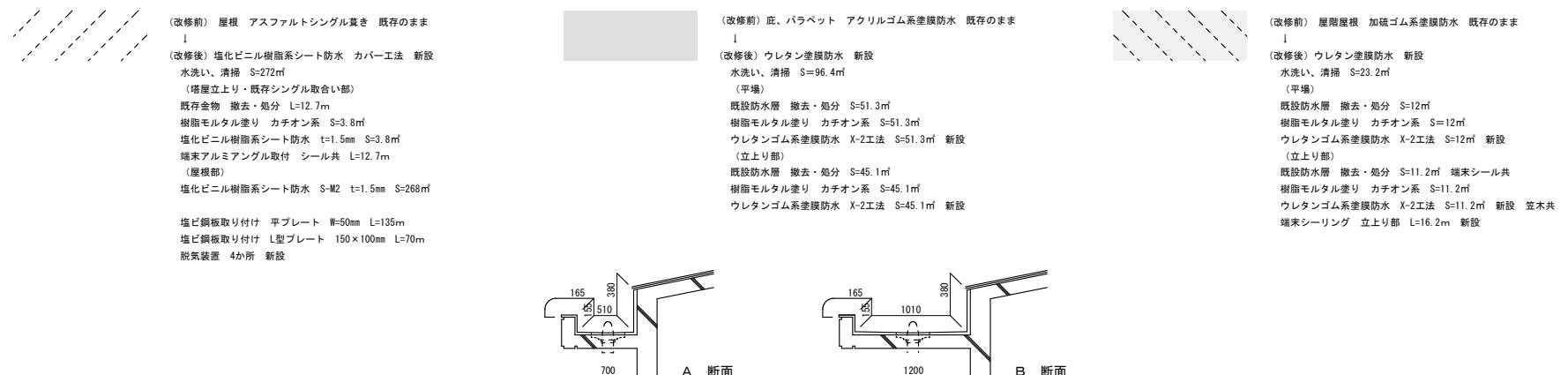
三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考	工事名	面図名称	3号棟 (参考) 断面詳細図（改修前）	縮尺	図面図
									1 / 50	A-09



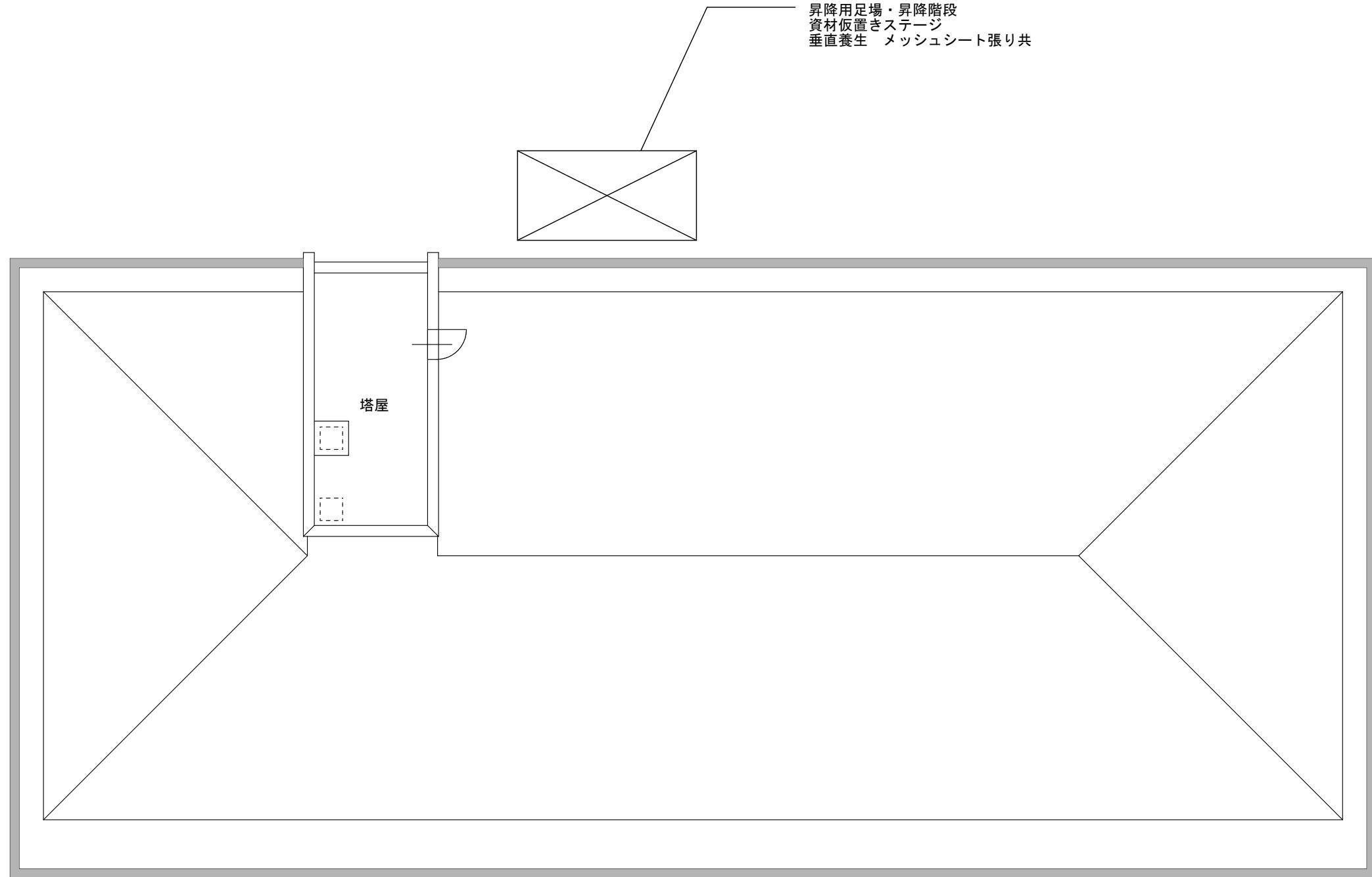
3号棟
屋根伏図 (改修後) S = 1/200



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考	工事名	図面名称	縮尺	図面番号
						皆実下住宅3号棟屋上防水改修工事	3号棟 屋根伏図 (改修後)	1 / 200	A - 10



3号棟
仮設計画図 S = 1/100

凡 例



スタンション取付
パイプ手すり 2段
垂直養生 メッシュシート張り



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付		備考	工事名	図面名称	縮尺	1 / 100	図面番号
							皆実下住宅3号棟屋上防水改修工事	3号棟 仮設計画図			A - 11

参考数量書

工事名称 皆実下住宅3号棟屋上防水改修工事

工事場所 三原市皆実五丁目

[工事概要]

用途,構造,面積	共同住宅, 鉄筋コンクリート造, 延床面積886.36m ²	
工事範囲	防水改修工事一式	
別途工事	無し	
工期	契約締結日の翌日 ~ 令和5年10月5日	
一般事項		
《工事予算内訳》		

〈内訳〉

区分		概要
設計金額		
消費税額		
合計金額		

工事費内訳

名 称	数 量	单 位	金 領	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		
調査基準価格	1	式		
調査基準価格の100/110	1	式		

建築工事 科目別内訳

皆実下住宅 3 号棟

建築工事 細目別内訳

皆実下住宅3号棟		直接仮設				
名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 領	備 考
養生	躯体・仕上げ	392	m ²			
清掃・片付け費		392	m ²			
竣工時清掃		392	m ²			
枠組本足場	手すり先行方式 建地幅900mm 期間2ヶ月 昇降階段・資材置用ステージ共	65	m ²			
垂直養生	メッッシュシート張り	78	m ²			
転落防止措置	スタンション取り付け 3mピッチ	30	か所			
スタンション	リース費(60日)	1	式			
パイプ手すり	2段 撤去共	155	m			
飛散養生費		155	m			
出入口・開口養生		2	か所			
荷揚げ荷下ろし	レッカー費共	1	式			
材料運搬費		1	式			
発生材処分費		1	式			
計						

建築工事 細目別内訳

皆実下住宅3号棟		防水改修				
名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 領	備 考
【屋根部】						
水洗い	清掃共	272	m ²			
既存金物 撤去・処分	塔屋立上り・既存シングル取合い部 H=300mm	12.7	m			
樹脂モルタル塗り	塔屋立上り・既存シングル取合い部 カチオン系	3.8	m ²			
塩化ビニル樹脂系 シート防水 新設	塔屋立上り・既存シングル取合い部 t = 1.5mm 接着工法 S-F2	3.8	m ²			
端末アルミアング ル取付	塔屋立上り・既存シングル取合い部 シール共	12.7	m			
塩化ビニル樹脂系 シート防水 新設	既存シングル部 機械固定方法 S-M2	268	m ²			
塩ビ鋼板取り付け	尾根部・塔屋取合い部 平プレート W=50mm	135	m			
塩ビ鋼板取り付け	端末部 L型プレート 150×100mm	70	m			
脱気装置 新設		4	か所			
【庇・パラペット 部】						
水洗い	清掃共	96.4	m ²			
既設防水層 撤去・処分	平場	51.3	m ²			
既設防水層 撤去・処分	立上り	45.1	m ²			
樹脂モルタル塗り	平場 カチオン系	51.3	m ²			

建築工事 細目別内訳

皆実下住宅3号棟 防水改修						
名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 頓	備 考
樹脂モルタル塗り	立上り カチオン系	45.1	m ²			
ウレタンゴム系塗膜防水 新設	平場 X-2	39.1	m ²			
ウレタンゴム系塗膜防水 新設	立上り X-2	25.3	m ²			
【塔屋】						
水洗い	清掃共	23.2	m ²			
既設防水層撤去・処分	平場	12	m ²			
既設防水層撤去・処分	立上り 端末シール共	11.2	m ²			
樹脂モルタル塗り	平場 カチオン系	12	m ²			
樹脂モルタル塗り	立上り カチオン系	11.2	m ²			
ウレタンゴム系塗膜防水 新設	平場 X-2	12	m ²			
ウレタンゴム系塗膜防水 新設	立上り X-2	11.2	m ²			
端末シーリング新設	立上り部 MS-2	16.2	m			
計						

共通仮設費(積上) 明細

現場管理費(積上) 明細